

2 消安第 5368 号 令和3年3月9日

各都道府県知事 宛

農林水產省消費·安全局長

動物用生物学的製剤基準等の一部改正について(通知)

今般、動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)及び昭和36年2月1日農林省告示第66号(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第43条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件)について、それぞれ別紙1及び2のとおり一部改正しました。

つきましては、下記の事項を御了知願います。

記

(1) 動物用生物学的製剤基準の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条第13項に基づく承認事項の一部変更の承認を受けた、①の動物用生物学的製剤の基準を新たに設定し、②及び③の動物用生物学的製剤の基準を改正する。

- ① 猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症・猫白血病(猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス)・猫クラミジア感染症混合ワクチン(シード)
- ② 豚大腸菌性下痢症不活化・クロストリジウム・パーフリンゲン ストキソイド混合 (アジュバント加) ワクチン (シード)
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の 件の一部改正

シードロット製剤として法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条第13項に基づく承認事項の一部変更の承認を受けた以下

の動物用生物学的製剤に関して、法第14条の4第1項の規定に基づく再審査が終了したことから、検定の対象外とする。

・ 猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症・猫白血病(猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺伝子導入カナリア痘ウイルス)・猫クラミジア感染症混合ワクチン(シード)

〇農林水産省告示第三百六十号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、 動物用生物学

的製剤基準(平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号)の一部を次のように改正し、

公布の日

から施行する。

令和三年三月九日

農林水産大臣 野上浩太郎

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

○農林水産省告示第三百六十一号

医 1薬品、 医 療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一 項の規定により 読 み替えて適用され る同語 法第四· 十三条第 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 昭 和三十六

二月一日農林省告示第六十六号 (医薬品 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の 確 保等に関する法 1律第四

十三条第一項の規定に基づき、 農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件)の一部を次のように改正し

公布の日から施行する。

令和三年三月九 日

農林水産大臣 野上 浩太郎

後欄に掲げる規

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 次の 表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分 (以 下 「傍線部分」という。)でこれに 改正 対 応す

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

(115) (164) (略)	ン(シード) 伝子導入カナリア痘ウイルス)・猫クラミジア感染症混合ワクチーの球減少症・猫白血病(猫白血病ウイルス由来防御抗原たん白遺血球減少症・猫白血病(猫白血病ウイルス感染症2価・猫汎白ー	(1)~(三) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	改正後
(114) (163) (163) (略)	(新設)	(1)~(13) (略) (1) (略) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	改正前